

一、暴行事件を理由として、暴行事件の不審の疑
 一月十一日聯合通り警察署に謝状を提出し、謝
 二、金種は山井長松の謝状
 三、謝状
 四、謝状
 五、謝状
 六、謝状
 七、謝状
 八、謝状
 九、謝状
 十、謝状

一、應引揚げたが會社との交渉如何に依りては社長自宅を
 訪問座込み戦術に出で一方關係官廳に暴行事實を訴へ更
 に加藤勘十代議士をして開會中の議會に質問すべく強硬
 なる態度を持したのである。

四、解決状況

組合幹部は再三炭坑側を訪問し責任を糺明したる結果會社側
 の態度漸次軟化し遂に一月十八日左の條件を以て解決した。

- 1、逃走名義に關する井上長松の解雇を取消即時解雇として豫
 告手當二週間分拾八圓貳拾錢を支給
- 2、歸省旅費（福岡縣遠賀郡嘉穂郡上山田）六拾壹錢を支給
- 3、慰謝料は拒絶す（慶打せる飯場主より慰謝料の意味を以
 て金一封を贈呈せり）